

令和7年度 市民税・県民税（住民税）申告書」の記入の手引き

1 「1 収入金額等」及び「2 所得金額」

申告書表面「1 収入金額等」欄（ア～シ）及び「2 所得金額」欄（①～⑫）に次のとおり計算し記入してください。

$$\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$$

- ・収入金額：令和6年1月1日から令和6年12月31日の1年間の収入として確定した金額
- ・必要経費：収入を得るために要した費用（給与及び公的年金については、一定の計算に基づき算出）
- ・所得金額：収入金額から必要経費を差し引いた金額

事業所得（営業）	「ア」及び「①」 ※収入・必要経費の内訳を収支内訳書欄に記入
卸売業、小売業、サービス業などの営業から生ずる所得や、医師、弁護士、大工、左官、保険の外交等の事業から生ずる所得です。	
事業所得（農業）	「イ」及び「②」 ※収入・必要経費の内訳を収支内訳書欄に記入
農作物の生産、果樹栽培、畜産などの事業から生ずる所得です。	
不動産所得	「ウ」及び「③」 ※収入・必要経費の内訳を収支内訳書欄に記入
貸家、貸地、貸アパートなどから生ずる所得です。	
利子所得	該当がある場合は「エ」及び「④」へ記入
一般的に、源泉分離課税のため申告は不要です。ただし、国外銀行等の預金利子等で源泉徴収されないものは申告が必要。	
配当所得	該当がある場合は「オ」及び「⑤」へ記入
株式、出資金配当、投資信託（公社債投資信託・公募公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配などによる所得です。 ※内訳は申告書裏面「8 配当所得に関する事項」欄に記入してください。なお、配当所得に係る必要経費とは、株式などの元本取得に要した負債の利子をいいます。	
【注意】令和6年度（令和5年分）より、所得税と市民税・県民税の課税方式を統一させることになり、 異なる課税方式を選択することができなくなりました 。確定申告で特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額にかかる所得を申告した場合、所得税だけでなく、住民税における合計所得金額や総所得金額へ加算され、住民税の算定だけでなく、国民健康保険税や介護保険料・後期高齢者医療保険料などの算定にも影響する場合があります。また、一度選択（申告）したもののについては、取り下げることができませんので、申告者ご自身の責任で慎重に判断いただき、申告を行ってください。	
給与所得	「カ」に源泉徴収票の支払金額を記入してください。「⑥」には給与所得控除後の金額を記入、又は給与速算表で算出した金額を記入してください。（直接申告書を窓口にて提出される場合は、内容確認のため源泉徴収票をお持ちください。）
給与、賃金、賞与などの所得です。 ※日給などで源泉徴収票がない人は、申告書裏面「6 給与所得の内訳」欄に記入し、その合計額を「カ」に記入してください。また、勤務先の所在地・名称・電話番号も記入してください。	

【給与の速算表】

A	給与等の収入金額合計	円	※複数箇所から給与の支払いを受けた場合は、その合算額から算出する。
A の金額	給与所得の金額	A の金額	給与所得の金額
～550,999 円	0 円	1,628,000 円～ 1,799,999 円	$A \div 4$ (千円未満切捨て) $\times 2.4 + 100,000$
551,000 円～1,618,999 円	$A - 550,000$ 円	1,800,000 円～ 3,599,999 円	$A \div 4$ (千円未満切捨て) $\times 2.8 - 80,000$ 円
1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000 円	3,600,000 円～ 6,599,999 円	$A \div 4$ (千円未満切捨て) $\times 3.2 - 440,000$ 円
1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000 円	6,600,000 円～ 8,499,999 円	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円
1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000 円	8,500,000 円～	$A - 1,950,000$ 円
1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000 円		

次に該当する場合は所得金額調整控除の対象になりますので、下記から計算した①または②の金額を、給与所得金額から引き、算出した金額を⑥に記入してください。

※給与等の収入が850万円を超えている方で、以下のどちらかに該当する場合

- ・本人又は同一生計配偶者、もしくは扶養親族が特別障害
- ・23歳未満の扶養親族を有する

(前ページAの金額－850万円)×10%・・・① ※該当扶養親族を申告書裏面「15」所得金額調整控除の欄に記入してください。

給与等の所得金額と、公的年金等の雑所得があり、二つの所得金額の合計が10万円以上になる場合

給与所得等の金額(上限10万円)＋公的年金等の雑所得(上限10万円)－10万円・・・②

雑所得（公的年金等）	「キ」に源泉徴収票の支払金額を記入してください。「⑦」には、次の速算表で算出した金額を記入してください。(直接申告書を窓口にて提出される場合は、内容確認のため源泉徴収票をお持ちください。)
国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給、企業年金などの所得です。 ※遺族年金及び障害年金は非課税所得に該当しますので、この欄に記入は不要です。なお、収入が遺族年金及び障害年金のみの人は、「5 収入がなかった人の記入欄」に記入してください。	
雑所得（業務）	該当がある場合は「ク」に収入金額を入れてください「⑧」には必要経費を引いて算出した金額を記入してください。
原稿料や印税、講演料、ネットオークションを利用した個人取引、食料品の配達などの副収入による所得です。 ※内訳は、申告書裏面「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」欄に記入してください。	
雑所得（その他）	該当がある場合は「ケ」に収入金額を入れてください。「⑨」には必要経費を引いて算出した金額を記入してください。
生命保険の個人年金、互助年金などの他の所得に当てはまらない所得です。 ※内訳は、申告書裏面「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」欄に記入してください。	

【公的年金等に係る雑所得の速算表】

A	公的年金等の収入金額合計	円	※複数箇所から年金の支払いを受けた場合は、その合計額から算出する。
---	--------------	---	-----------------------------------

昭和35年1月2日以降に生まれた人（65歳未満）				
公的年金等の雑所得の金額（A）	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	
～1,300,000円	A-600,000円	A-500,000円	A-400,000円	
1,300,999円～4,100,000円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円	
4,100,999円～7,700,000円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円	
7,700,999円～10,000,000円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円	
10,000,001円～	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円	

昭和35年1月1日以前に生まれた人（65歳以上）				
公的年金等の雑所得の金額（A）	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	
～3,300,000円	A-1,100,000円	A-1,000,000円	A-900,000円	
3,300,999円～4,100,000円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円	
4,100,999円～7,700,000円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円	
7,700,999円～10,000,000円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円	
10,000,001円～	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円	

総合譲渡所得（短期・長期）	該当がある場合は、短期「コ」・長期「サ」及び「⑩」に記入してください。
総合譲渡所得とは、書画、骨董品、ゴルフ会員権など、土地建物以外の資産の譲渡から生ずる所得です。 資産の保有期間が5年以内のものを短期譲渡所得、5年を超えるものを長期譲渡所得といいます。 ※内訳は、申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入してください。算出した所得額を 短期は「イ」長期は「ロ」にそれぞれ記入し、「二 合計」を表面「⑪」に記入してください。	
一時所得	該当がある場合は、「シ」及び「⑩」記入してください。
一時所得とは、生命保険契約に基づく一時金、競馬、競輪などの払戻金、賞金、懸賞当選金などの一時的な所得です。 ※特別控除額は、譲渡所得が短期と長期を合わせて50万円、一時所得が50万円です。 ※内訳は、申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入してください。算出した所得額を「ハ」に記入し、「二 合計」を表面「⑪」記入してください。	

2 「3及び4 所得から差し引かれる金額に関する事項」

所得控除金額を算出するために記入していただきます。要件を満たす場合に下記の方法から算出した金額を記入してください。

⑬雑損控除	添付又は提示する書類 … 災害関連支出の領収書・り災証明書等
要 件	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者又はその他の親族が災害、盗難、横領にあった場合など
控除額	①・②のいずれか多い金額 ①（損害金額－保険等で補てんされる額）－（総所得金額等×10%） ②（災害関連支出の金額－保険金等で補てんされる金額）－ 5 万円

⑭医療費控除	添付又は提示する書類 … 医療費控除の明細書・医療保険者等の医療費通知書
要 件	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者又はその他の親族のために医療費等を支払った場合
控除額	（限度額 200 万円） （支払った医療費－保険金等で補てんされる金額）－ {（総所得金額等×5%）または 10 万円のどちらか小さい金額 }
セルフメディケーション税制	添付又は提示する書類 … 医療費控除の明細書・健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする書類
要 件	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者又はその他の親族のために、特定一般用医薬品（スイッチ OTC 医薬品）の購入費を支払った場合 ※通常の医療費控除との選択になります
控除額	支払った購入費－1 万 2 千円（限度額 8 万 8 千円）

⑮社会保険料控除	添付又は提示する書類 … 控除証明書または領収書
要 件	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者又はその他の親族が負担することになっている社会保険料（健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金等）を、あなたが支払った場合 ※公的年金から引き落とされる社会保険料は、その本人以外の控除とすることができません。
控除額	支払った社会保険料額

⑯小規模企業共済等掛金控除	添付又は提示する書類 … 支払った金額の証明書
要 件	前年中にあなたが小規模企業共済法に規定された共済契約掛金などを支払った場合
控除額	支払った共済掛金

⑰生命保険料控除		添付又は提示する書類 … 控除証明書			
要 件	前年中に生命保険などの保険料(保険契約等に基づく生命保険料・個人年金保険料・介護保険料)を支払った場合				
控除額	一般生命・個人年金・介護保険料について、それぞれ次の計算により算出し合算した金額 (限度額 70,000 円)				
	年間の支払保険料	控除額		年間の支払保険料	控除額
旧契約	15,000 円以下	支払保険料の金額	新契約	12,000 円以下	支払保険料の全額
	15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料×1/2+7,500 円		12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料×1/2+6,000 円
	40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料×1/4+17,500 円		32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料×1/4+14,000 円
	70,000 円超	35,000 円(限度額)		56,000 円超	28,000 円(限度額)
※旧契約…平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約			※新契約…平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約		

⑱地震保険料控除		添付又は提示する書類 … 控除証明書			
要 件	前年中に損害保険契約について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合				
控除額	地震保険料・長期損害保険料について、それぞれ下記の計算により算出し合算した金額（限度額 25,000 円）				
	年間の支払保険料	控除額		年間の支払保険料	控除額
地震保険	50,000 円以下	支払保険料×1/2	旧長期 損害保険	5,000 円以下	支払保険料の全額
	50,000 円超	25,000 円（限度額）		5,000 円超 15,000 円以下	支払保険料×1/2+2,500 円
				15,000 円超	10,000 円（限度額）
※旧長期損害保険…平成 18 年 12 月 31 日までに契約し、契約期間が 10 年以上かつ満期返戻金があるものに限る					
※一枚の控除証明書に旧長期と地震保険の両方が印字されていて、契約が同一の場合はどちらか有利な一方のみをご利用ください。					

②⑤ 扶養控除		添付又は提示する書類 … 国外居住親族の場合は【親族関係書類】及び【送金関係書類】（添付または提示）	
要 件	あなたと生計を一にする前年の合計所得金額 48 万円以下の扶養親族がいる場合		
控除額	次に該当する金額 ※「②⑤」に氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄、控除額及び個人番号（マイナンバー）を記入してください。また別居の場合は裏面「12」に必要事項を記入してください。		
年少扶養親族 ※①	15 歳まで（平成 21 年 1 月 2 日以降に生まれた人）		—
一般扶養親族	16 歳以上（平成 21 年 1 月 1 日以前に生まれた人）		33 万円
特定扶養親族	19 歳～22 歳まで（平成 14 年 1 月 2 日から平成 18 年 1 月 1 日までに生まれた人）		45 万円
老人扶養親族	同居老親等 ※②	70 歳以上（昭和 30 年 1 月 1 日以前に生まれた人）	45 万円
	同居老親等以外	70 歳以上（昭和 30 年 1 月 1 日以前に生まれた人）	38 万円
※① 年少扶養親族の控除はありませんが、住民税の非課税等の算定に用いられますので、該当があれば記入してください。 また、障害者である場合は、障害者控除の対象となります。			
※② 同居老親等とは、あなた又は配偶者の直系尊属で、そのいずれかと同居を常としている 70 歳以上の扶養親族。			
※ 扶養や寡婦（夫）の状況は、前年の 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合は、その死亡の日）の現況によって判断します。			

②⑥ 基礎控除	
合計所得金額が 2,500 万円以下の場合に適用されます。	
※令和 3 年度の申告から控除金額が増額となり、所得により適用される金額が変更になりました。	
合計所得	控除金額
～2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円～2,450 万円	29 万円
2,450 万円～2,500 万円	15 万円
2,500 万円～	適用なし

3 「8 配当所得等に関する事項」

令和 6 年度（令和 5 年分）より、所得税と市民税・県民税の課税方式を統一させることになり、異なる課税方式を選択することができなくなりました。

※住民税以外への影響まで加味した最も有利な申告方法は、市民税担当で案内することはできません。

※課税方式の選択については、申告者ご自身の責任で慎重に判断いただき、申告を行ってください。

4 「13 寄附金に関する事項」 添付又は提示する書類 … 受領証等

前年中に支払った寄附金のうち、住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金がある場合は、申告書裏面「13 寄附金に関する事項」の該当箇所に必要事項を記入してください。

5 「14 事業税に関する事項」

個人で事業を営んでいる方は、毎年 3 月 15 日までに前年中の事業の所得などを、県税事務所に申告することになっています。ただし、住民税の申告をした方は個人の事業税の申告をする必要はありません。この場合には、申告書裏面「14 事業税に関する事項」に必要事項を記入してください。

6 「16 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法」

給与及び年金所得者については、原則特別徴収が義務付けられています。ただし、給与・公的年金等に係る所得以外の市県民税については、納付方法の選択が可能です。特別徴収又は普通徴収のどちらか該当する方にし点を記入してください。

申告はご自分（自書申告）で！！

申告は期限内に済ませましょう！！



【 記帳・帳簿等保存制度 】

平成 26 年 1 月から「記帳・帳簿等保存制度」の対象者が拡大され、事業・不動産・山林所得を生ずべき業務を行う全ての人が対象となっております。これは、所得税の確定申告の必要のない人も含みます。

◎ 市民税・県民税の計算のしかた

市 県 民 税 算 出 の 方 法		計 算 欄	
所得金額の合計	(申告書「⑫」の金額)	A	円
所得から差し引かれる金額の合計	(申告書「㉔」の金額)	B	円
課税総所得金額	(申告書「⑫」－ 申告書「㉔」)	C = (A - B)	円
市民税・県民税それぞれ下記とおり別に計算		市民税	県民税
算出所得割額	(課税総所得金額×税率(下記【ア】参照))	D = C×6% 円	D' = C×4% 円
調整控除及び税額控除	(調整控除については下記「イ」参照)	E 円	E' 円
差引所得割額	(算出所得割額 - 調整控除及び税額控除)	F = (D - E) 円	F' = (D' - E') 円
均等割額	(下記【ア】参照)	G 円	G' 円
納める市県民税額	(市民税＋県民税)	F + G 円	F' + G' 円

令和7年度(令和6年中)市民税・県民税(住民税)税率【ア】

	市民税	県民税	国税(森林環境税)※2
所得割	6%	4%	-
均等割※1	3,000 円	1,500 円	1,000 円

※1：前年合計所得金額が条例で定める金額以下の場合に均等割非課税となります。

※2：令和6年度から森林環境税(国税)として、国内に住所を有する個人に対し、1人年額 1,000 円を均等割と併せて市町村が賦課徴収を行っています。

調整控除額【イ】

所得税と市・県民税の人的控除の差に基づく負担増を調整するため市・県民税の所得割額から下記の計算額を控除します。

- 課税所得金額が 200 万円以下の場合
 - (1)(2)のいずれか少ない金額の5%(市民税3%、県民税2%)
 - (1) 人的控除の差の合計額
 - (2) 合計課税所得金額
- 合計所得金額が200万円を超える場合
 - (1) から(2)を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の5%(市民税3%、県民税2%)
 - (1) 人的控除額の差の合計額
 - (2) 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

人的控除の種類		人的控除の差
障害者控除	普通	1 万円
	特別	10 万円
	同居特別障害	22 万円
寡婦		1 万円
ひとり親		母 5 万円 父 1 万円
勤労学生		1 万円
扶養控除	一般	5 万円
	特定	18 万円
	老人	10 万円
	同居老親等	13 万円
基礎控除	2,400 万円以下	5 万円
	2,400 万円～ 2,450 万円以下	5 万円
	2,450 万円以上	5 万円

	人的控除差額	
本人の 合計所得金額	配偶者控除	老人控除対象 配偶者
900 万以下	5 万円	10 万円
900 万円～950 万 円	4 万円	6 万円
950 万円以上	2 万円	3 万円

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所

氏 名

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が
支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額 (自己負担額)(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
円	円	円

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2 医療費（上記 1 以外）の明細

「領収書 1 枚」ごとではなく、
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局などの 支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費 の額	(5) (4)のうち生命保険や社会 保険（高額療養費など） などで補てんされる金額
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	円	円
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
2 の 合 計			㊦	㊧

医 療 費 の 合 計	A	(㉞+㊱)	円	B	(㉞+㊱)	円
-------------	---	-------	---	---	-------	---

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで 補てんされる金額		
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)	
所得金額の合計額		
D × 0.05	(赤字のときは0円)	
Eと10万円のいずれか 少ない方の金額		
医療費控除額 (C - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	

A
B
C
D
E
F
G

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。

(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。

- ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額
(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の②の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。